

令和6年度 東京都立五日市高等学校全日課程 管理運営規程

6 五 高 第 2 号
令和6年4月1日
校 長 決 定

第1 目的

本規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立五日市高等学校全日課程（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

- 1 校長は、校務を司り、所属職員の職務上及び身分上の監督をする。
- 2 校長は、学校施設の管理及び学校事務の管理をする。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務を司り、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育を司る。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育を司る。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育を司り、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

- 1 経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理するとともに、当該事務に係る職員を指揮監督する。
- 2 経営企画室長は、校長を補佐し、事務の進行状況について随時文書又は口頭を以て校長に報告する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

1 分掌

教務部、生活指導部、進路指導部を置く。各部は次の分野を所掌する。

(1) 教務部

教育課程の編成、実施及び調整等の教務に関する分野及び学校組織の適正・円滑な運営
学校のPR活動、ICT機器の利用環境の整備に関する分野

- (2) 生活指導部
生活指導計画の立案、実施及び調整等の生活指導に関する分野及び部活動の掌握
保健計画、環境美化指導計画の立案、実施及び調整等
- (3) 進路指導部
進路指導計画の立案、実施及び調整等の進路指導に関する分野
- 2 学年
第1学年、第2学年、第3学年を置く。
- 3 学科
普通科を置く。
- 4 教科
 - (1) 国語、地理・歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、商業を置く。
 - (2) 国語、地理・歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、商業に教科主任を置く。
- 5 委員会
校長が必要と認める次の委員会を置く。
なお、各委員会の構成員に関しては別途定める。
 - (1) 防災教育推進委員会
防災教育の推進、避難訓練、防災訓練の企画と実施に関わること
 - (2) 安全衛生委員会
教職員の労働上の安全・衛生に関わる事項の改善に関すること
 - (3) 学校保健委員会
保健計画、環境美化指導計画の立案及び実施、学校医、保護者、保健所等外部機関との連携調整等による生徒の健康増進に関すること
 - (4) 教科主任会
教育課程の改定・変更に関すること。道徳教育の推進に関すること
教科書の選定に関すること
 - (5) 図書選定委員会
図書館の運営、図書の選定・除籍等に関すること
 - (6) 生徒相談兼学校いじめ対策委員会
教育相談及び特別支援教育に関すること。また、生徒のいじめ発生の防止、生徒のいじめ発生時の迅速な対応、いじめ防止に係る研修に関すること
 - (7) 学校サポートチーム会議
いじめの認知に伴う対応及び外部機関との連携に関すること
 - (8) 入学者選抜委員会
東京都教育委員会「東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目」に則し、本校の入学者選抜の適正な運営をする。
 - (9) 推薦選考委員会
推薦の可否について校内及び出願する大学等の推薦基準を満たしているか審議し、推薦者を決定する。
 - (10) 業者選定委員会
本校の教育活動及び事業に業者選定に関すること
 - (11) 学校開放事業運営委員会
本校の学校の体育施設を開放し、都民のスポーツ活動の振興に関すること
- 6 予算調整委員会
予算調整会議を開催し、校内予算の編成及び調整等を行う。
- 7 学校運営連絡協議会
学校の管理運営に保護者地域住民の意向を反映するとともに、学校の教育的な取組について理解を図り、開かれた学校づくりを推進する。
- 8 部活動の指導
教育活動の一環として部活動を設置し、「部活動に関する総合的なガイドライン（令和元年7月）」に

則して適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

9 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。以下の職務を所掌し、分担する。

- 1 統括（事務統括、学校運営連絡協議会、学校開放・公開講座、入学選抜等）
- 2 給与・服務（給与、報償費、講師等研修サービス、社会保険、職員カード、サービス等）
- 3 歳入・学事（歳入、タイムス管理、学事、授業料、学校徴収金、PTA会費等）
- 4 経理・施設（予算執行管理、理産振設備台帳、契約全般、バランスシート等）
- 5 図書館運営全般（図書管理、台帳整理）

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部（教務・生活指導・進路指導）主任、各学年主任とする。

3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること
- (2) 「年間授業計画」に関すること
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること
- (4) 授業の進捗や指導内容の確認に関すること
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること
- (6) 教科書選定に関すること
- (7) 教務部等との連絡・調整に関すること
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること

3 構成員

教科主任を置く。同一教科の全ての教員とする。

4 開催

定例的な教科会を、原則として月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年1回)、定期考査前(年5回)、成績評定前(年3回)、OJT関係実施時期(年3回)に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況について会議録をもって報告する。

第14 部活動

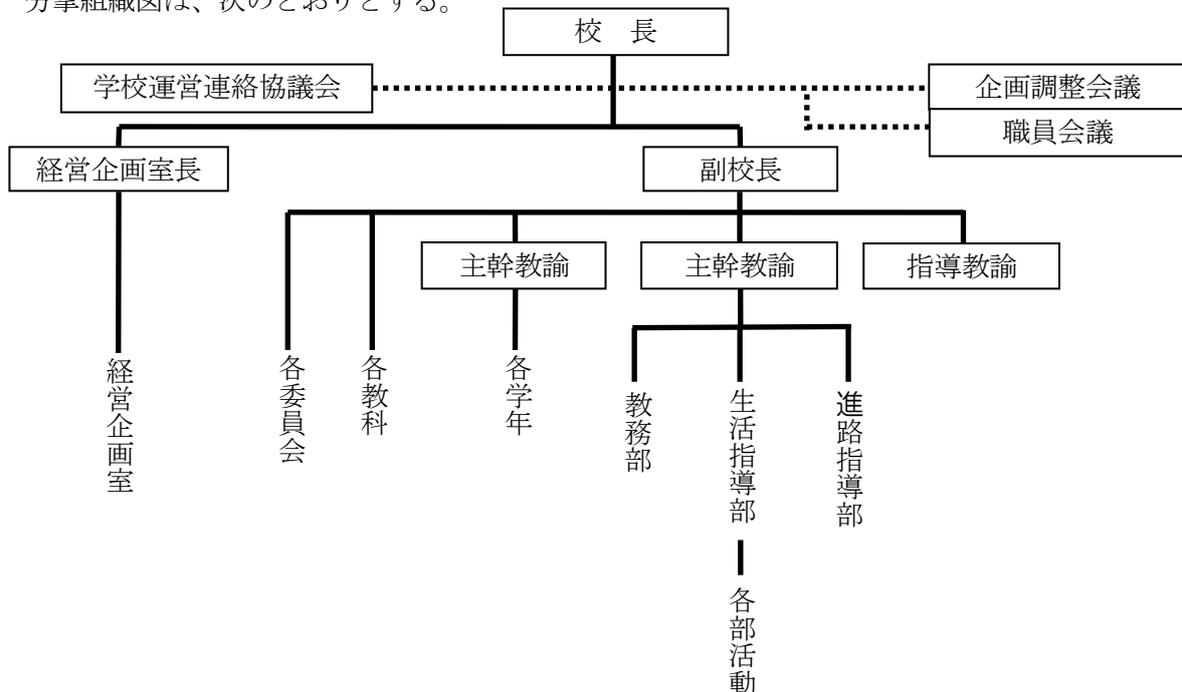
1 「高等学校学習指導要領」総則に則し、教育課程との関連を図り学校教育が目指す資質・能力を育成するために、部活動を置く。設置する部活動は別途定める。

2 部活動指導員

「東京都立学校部活動指導員設置要綱」に依拠する。

第15 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するものの他は、校長が定める。

第17 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成10年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 4年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。